

**JR大船渡線の利用促進に向けた魅力発信事業
企画・運営等業務
仕様書**

令和7年3月

岩手県 県南広域振興局経営企画部

この「仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「JR大船渡線の利用促進に向けた魅力発信事業企画・運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の目的

県では、「いわて県民計画(2019～2028)第2期アクションプランー政策推進プランー」において、JR東日本のローカル鉄道等地域公共交通の利用促進に取り組むこととしている。

本事業では、JR大船渡線の一関～摺沢間が開業100周年を迎えることを契機に、JR大船渡線沿線地域（以下、「沿線地域」という。）と連携してJR大船渡線の利用促進に取り組むとともに、沿線地域及び周辺地域の魅力発信を行うことで、当該地域の周遊促進や交流人口拡大を図るもの。

※ 本事業における「沿線地域」とは、岩手県一関市、大船渡市、陸前高田市及び宮城県気仙沼市を指す。

また、「周辺地域」とは、沿線地域に接する岩手県内の市町村であって、JR大船渡線に接続するJR等公共交通機関を利用することで沿線地域との間を移動することが可能な地域を指す。

2 委託業務の内容等

本業務の委託内容について、次に掲げる各項目が効果的かつ円滑に運営されるよう企画提案を行うこと。なお、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項はすべて実施すること。

(1) JR大船渡線の魅力発信を行うテレビ番組の制作・放送

JR大船渡線の利用促進を図り、沿線地域及び周辺地域の魅力を発信するテレビ番組を制作し、放送すること。

ア 内容

(ア) 沿線地域に居住する住民をはじめ岩手県民を対象に、マイレール意識の醸成や鉄道利用促進のための地上波のテレビ番組（既存番組内の特集企画も可）を制作し、岩手県内で放送すること。

(イ) 沿線地域及び周辺地域の観光・特産品・文化等を盛り込んだ番組とし、JR等公共交通機関を活用した当該地域の周遊を促進する内容とすること。

一関～摺沢間が開業100周年を迎えることを踏まえ、当該区間エリアが必ず盛り込まれた内容とすること。ただし、沿線地域の4市全てを番組に盛り込む必要はないこと。

また、周辺地域については、1地域以上が必ず盛り込まれた内容とすること。

(ウ) JR大船渡線開業100周年を記念し、関係機関が実施するイベントのPRにも資するようすること。

(エ) 放送後もホームページ上でいつでも視聴できるようにする等、広報効果が一時的ではなく継続することが期待できるような内容とすること。

(オ) 視聴率の向上に向け、各種広報媒体を活用して番組の周知を行うこと。

イ 実施時期

令和7年5月～令和8年3月

(JR大船渡線一関～摺沢駅間開通100周年を迎える日は令和7年7月26日であり、関係機関が実施する事業の広報にも資する企画とするため、適切な時期・期間を提案すること。なお、具体的な開始日、期間等については、別途調整することとする。)

ウ 放送時間及び放送回数

放送時間延べ30分以上の番組を1回以上放送すること。

なお、放送時間は放送枠、番組本編尺又は複数回行った短時間放送の合算でも可とする。

エ 放送時間帯

早朝・深夜の時間帯を除き、より多くの県民の視聴が期待される時間帯に放送すること。

オ 留意事項

- ・ 受託者は、県や関係機関と連携しながら、企画立案、取材・撮影・出演の交渉、制作等必要な業務の一切を行うこと。
- ・ 駅構内や列車内で企画を行う際には、受託者において鉄道会社と調整すること。

(2) 自由提案（任意）

本業務実施に際し、(1)に加え、本業務の目的に合致した効果的な企画があれば提案すること。なお、自由提案の実施に要する経費は企画コンペ実施要領「2(4)委託料の上限額」の範囲内とする。

(3) 成果品

本仕様書の内容に従い、全ての業務の完了後は、(1)、(2)の実績等をまとめた実施報告書及び番組の放送内容を録画した電子媒体（DVD等）を提出すること。

報告書には、放送内容の写真、放送圏内の視聴率を踏まえた効果分析、業務実施に要した経費等を記載すること。

(4) その他、事業の実施に必要な業務全般

ア 契約締結後、速やかに県と打ち合わせ、履行スケジュール、執行体制の調整を行うこと。

イ 県の指示に従い、定期打ち合わせ及び必要に応じ随時打ち合わせを行うこと。

3 契約に関する条件

(1) 個人情報の保護

- ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。
- イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者を指定し、県に報告すること。
- ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- エ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならない。
- オ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合がある。
- カ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があること。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。
また、受託者が委託する第三者についても、「企画コンペ実施要領」中、「3 参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(3)から(8)を満たすものとする。

(4) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
- イ 県は、上記「(3)再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(5) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物並びに資料及びその利用に関する著作権、所有権等については、原則として委託料の支払の完了をもって受託者から県に移転するものとするが、その詳細については、県及び受託者で協議の上、定める。

(6) 備品等の取扱い

本業務の実施に必要となる機械・器具の購入等については、原則としてリース又はレンタルでの対応とする。

(7) その他

本業務の実施に当たり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うこと。